

石巻市総合計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 石巻市総合計画（以下「総合計画」という。）を計画的に推進するため、石巻市総合計画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画推進会議（石巻市総合計画推進会議条例（令和4年石巻市条例第1号）第1条の規定により設置する会議をいう。）に関すること。
- (2) 総合計画の進捗管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するための重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、各部長、各総合支所長、病院局事務部長、教育委員会教育長、同委員会事務局長、会計管理者、危機管理監及び産業政策審議監をもって充てる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる本部員のほか、臨時に本部員を任命することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部長以外の者を本部の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(決定事項の執行)

第6条 本部において決定された事項は、その業務を所掌する部署において適切に執行しなければならない。

- 2 前項の場合において、所掌する部署が明らかでないときは、本部で相当部署を決定するものとする。

(幹事会)

第7条 第2条に掲げる事項を調査検討するため、本部に石巻市総合計画推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、復興企画部長、各部の次長、各総合支所の次長、病院局事務部次長、教育委員会事務局次長、総務部総務課長、同部財政課長、復興企画部政策企画課長及び同部SDGs移住定住推進課長をもって構成し、復興企画部長が主宰する。

3 復興企画部長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。
(庶務)

第8条 本部及び幹事会の庶務は、復興企画部政策企画課において行う。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年5月1日から施行する。

(石巻市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱の廃止)

2 石巻市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱（平成27年石巻市訓令第3号）は、廃止する。